

分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第七十二条第四項第一号又は第七十四条第一項第三号(確定申告)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

3 2 省略

第一項の規定による還付金を同項の中間申告書に係る事業年度又は同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充當する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 省略

(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第一百三十四条 中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第七十四条第一項第五号(確定申告)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正(当該法人税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。)があつ

人税につき更正(当該法人税についての更正の請求(国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をいう。次項及び次項において同じ。)に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第七十二条第四項第一号若しくは第七十四条第一項第三号(確定申告)又は第八十一条の二十第四項第一号若しくは第八十一条の二十二第二項第三号(連結確定申告)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

3 2 同上

第一項の規定による還付金を同項の中間申告書に係る事業年度若しくは同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税又は同項の連結中間申告書に係る連結事業年度若しくは同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税で未納のものに充當する場合は、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 同上

(確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第一百三十四条 中間申告書又は連結中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第七十四条第一項第五号(中間納付額の控除不足額)又は第八十一条の二十二第二項第五号(中間納付額の控除不足額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書又は連結中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税又は連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税につき更正(当該法人税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。)があつ

た場合において、その更正等により第七十四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3

税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

○以下この項及び第四項第二号において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第七十四条第一項第五号又は第八十二条の二十二第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書又は連結中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適すこととなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

第一項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条
第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納
付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定
の日までの日数

第一項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条
第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納
付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日
のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(2) (1) 省略
国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定

第一項の規定による申告書又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

第一項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条
第一項の規定による申告書又は第一項に規定する連結事業年度の第八
十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限
後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日か
ら第一項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する事業年度の第七十四条
第一項の規定による申告書又は第二項に規定する連結事業年度の第八
十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限
後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日か
ら次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する事業年度の所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ 省 略

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6・7 省 略

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)

第一百三十五条 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えて、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたとき(当該内国法人につき当該事業年度終了の日から当該更正の日の前までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前までの間に当該事実が生じたときを除く。)は、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの(以下この条において「仮装経理法人税額」という。)は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。

に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する事業年度の所得の金額又は同項に規定する連結事業年度の連結所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定の日

ロ 同 上

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の所得に対する法人税又は連結事業年度の連結所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6・7 同 上

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)

第一百三十五条 内国法人の提出した確定申告書又は連結確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額が当該事業年度又は連結事業年度の課税標準とされるべき所得の金額又は連結所得の金額を超えて、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税又は当該連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正をしたとき(当該内国法人(当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。)につき当該事業年度又は連結事業年度終了の日から当該更正の日の前までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする単体間適格合併(連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。)又は連結内適格合併(連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との

2

前項に規定する場合において、同項の内国法人（当該内国法人が同項の更正の日の前日までに適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。）の前項の更正の日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているもの（以下この項において「確定法人税額」という。）があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額のうち当該確定法人税額（既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額を還付する。

3

第一項の規定の適用があつた内国法人（当該内国法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度の所得に対する法人税について当該適格合併の日前にされたものである場

2

前項に規定する場合において、同項の内国法人（当該内国法人が同項の更正の日の前日までに単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。）の前項の更正の日の属する事業年度（連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日にその承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度（次項において「取消前事業年度」という。）を除く。）開始の日前一年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）で当該更正の日の前日において確定しているもの（以下この項において「確定法人税額」という。）があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額のうち当該確定法人税額（既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）に達するまでの金額を還付する。

3

第一項の規定の適用があつた内国法人（当該内国法人が単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には、当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連続法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、

合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の法人税についての決定があつた場合）には、税務署長は、当該適用法人に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一 残余財産が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二 合併（適格合併を除く。）による解散をしたこと その合併の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

三 破産手続開始の決定による解散をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

当該連結内適格合併に係る合併法人）とする。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度（取消前事業年度を除く。）開始の日（当該更正が当該単体間適格合併に係る被合併法人の各事業年度の所得に対する法人税について当該単体間適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限又は当該更正の日の属する第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日から五年を経過する日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかつた場合には、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税についての決定があつた場合）には、税務署長は、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）に対し、当該更正に係る仮装経理法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）又は第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一 残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二 合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと その合併の日の前日の属する事業年度の第七十条第一項の規定による申告書の提出期限

三 破産手続開始の決定による解散（連結法人の解散を除く。）をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

四 第四条の二の承認を受けたこと その承認に係る第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限又は当該前日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

五 第四条の五第一項又は第二項の規定により第四条の二の承認を取り消されたこと（連結内適格合併による解散に基因してその承認を取り消された場合を除く。）その取り消された日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限又は当該前日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

六 第四条の五第三項の承認を受けたこと その承認を受けた日の属する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限

七 普通法人又は協同組合等（連結法人を除く。）が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

四 適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理法人税額（既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなつた金額及び第七十条の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

四 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつたことその該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

五 第一項の規定による申告書の提出期限

一〇三 省 略

五 内国法人につきその各事業年度の所得の金額を減少させる更正で当該内国法人の当該各事業年度開始の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税についてされた更正（当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があつた場合において、当該反射的更正により減少する部分の所得の金額を

一〇三 同 上

六 内国法人につきその各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額を減少させる更正で当該内国法人の当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は当該各事業年度若しくは各連結事業年度開始の日前に終了した事業年度の連結所得に対する法人税についてされた更正（当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は同日前に終了した連結事業年

額のうちに当該原更正に係る事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、各項の規定を適用する。

6-8 省略

9 第一項の場合において、同項の更正により第七十四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定については、この限りでない。

6-8 同上

9 第一項の場合において、同項の更正により第七十四条第一項第五号又は第八十一条の二十二第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定について、この限りでない。

(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算) 第一百四十二条 省略

2 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条の二から第二十七条まで（受贈益等）、第三十三条第五項（資産の評価損）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十一条の二から第二十七条まで（受贈益等）、第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）、第四十一条の二（分配時調整外国税相当額の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（欠損金の繰越し）（残余財産の確定に係る部分に限る。）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）、「第六十一条の二第十七項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）及び第五款第五目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益

度の連結所得に対する法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があつた場合において、当該反射的更正により減少する部分の所得の金額又は連結所得の金額のうちに当該原更正に係る事業年度又は連結事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度又は各連結事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

2 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条の二から第二十七条まで（受贈益等）、第三十三条第五項（資産の評価損）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入等）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）、第四十一条の二（分配時調整外国税相当額の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同

）を除く。）及び第十二款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。

3・4 省略

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第一百四十三条 省略

2・4 省略

5 外国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一 省略

二 大法人（次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係がある外国法人
イ・ロ 省略

ハ 第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第四号において「受託法人」という。）

三・四 省略

（外国法人に係る所得税額の控除）

第一百四十四条 第六十八条（所得税額の控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第百四十二条各号（課税標準）に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で所得税法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「第六十九条の二第一項（「とあるのは「第一百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る」と、「を除く」とあるのは「及び特定所得税の額（同法第一百六十一条第一項第六号（国内源泉所得）に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額のうち、同法第

組合等の事業分量配当等の損金算入）及び第六十一条の二第十七項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。

3・4 同上

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第一百四十三条 同上

2・4 同上

一 同上

二 同上

イ・ロ 同上

ハ 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（第四号において「受託法人」という。）

三・四 同上

（外国法人に係る所得税額の控除）

第一百四十四条 第六十八条（所得税額の控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第百四十二条各号（課税標準）に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で所得税法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「第六十九条の二第一項（「とあるのは「第一百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る」と、「を除く」とあるのは「及び特定所得税の額（同法第一百六十一条第一項第六号（国内源泉所得）に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税の額のうち、同法第

二百十五条（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により同項の規定による徴収が行われたものとみなされる同法第六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬に対応する部分の金額をいう。」を除く」と、同条第二項中「利子及び配当等」とあるのは「第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）に規定する国内源泉所得」と、同条第三項中「第七十二条第一項各号」とあるのは「第一百四十四条の四第一項各号又は第二項各号」と、「第七十八条第一項」とあるのは「第一百四十四条の十一第一項」と、「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百四十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

（外国法人に係る外国税額の控除）

第二百四十四条の二 省略

6 第六十九条第九項及び第十項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合について準用する。この場合において、同条第九項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項及び次項において「前三年内事業年度」という。）の同条第一項に規定する控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。）」と、「控除対象外国法人税の額と」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、同条第十項中「前項」とあるのは「第一百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

7 第六十九条第十一項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第九項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

二百十五条（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により同項の規定による徴収が行われたものとみなされる同法第六十一条第一項第十二号に掲げる給与、報酬又は年金に対応する部分の金額をいう。」を除く」と、同条第二項中「利子及び配当等」とあるのは「第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）に規定する国内源泉所得」と、同条第三項中「第七十二条第一項各号」とあるのは「第一百四十四条の四第一項各号又は第二項各号」と、「第七十八条第一項」とあるのは「第一百四十四条の十一第一項」と、「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百四十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

（外国法人に係る外国税額の控除）

第二百四十四条の二 同上

6 第六十九条第十項及び第十一項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項及び次項において「前三年内事業年度」という。）の同条第一項に規定する控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。）」と、「控除対象外国法人税の額と」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「第一百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

7 第六十九条第十二項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第十項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控除限度額」という。）及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、「第九項」とあるのは「、同条第六項において準用する第九項」と、「の前三年内事業年度」とあるのは「の同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項において「前三年内事業年度」という。）」と、「同項」とあるのは「同条第六項において準用する第九項」と読み替えるものとする。

9 8
第一項 略

第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第九項及び第十項の規定並びに第七項において準用する同条第十一項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除対象外国法人税の額については、適用しない。

第六十九条第二十三項、第二十四項及び第二十六項の規定は、外国法人人が納付することとなる控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第二十三項中「第一項の規定は」とあるのは、「第一百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定は」と、「第一項の規定に」とあるのは、「同条第一項の規定に」と、「控除対象外国法人税の額」とあるのは、「同項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、同条第二十四項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第一百四十四条の二第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額」とあるのは、「同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）」又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」とあるのは、「に当該各事業年度の控除限度額」と、「に当該各事業年度の控除限度額」とあるのは、「に当該各事業年度の控除限度額」と、「同条第一項に規定する控除限度額」と、「同条第二十六項中「第一項をいう。以下この項において同じ。」と、同条第二十六項中「第一項

9 8

第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第十項及び第十一項の規定並びに第七項において準用する同条第十二項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除

10

第六十九条第十五項から第十七項までの規定は、外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項の規定は」とあるのは「第一百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定は」と、「控除対象外国法人税の額の」とあるのは「同項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。）」と、「第一項」とあるのは「、同条第一項」と、同条第十六項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額」とあるのは「、同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額」とあるのは「、同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）」と、「」に当該各事業年度の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。）」と、同条第十七項中「、第一項から第三項まで」とあるの

項」とあるのは「、第一百四十四条の二第一項」と、「まで又は第十七項」とあるのは「まで」と、「つき第一項」とあるのは「つき同条第一項」と読み替えるものとする。

11 省略

(中間申告)

第一百四十四条の三 恒久的施設を有する外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有する外国法人になつた日の属する事業年度を除く。第一百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日（第一号において「六月経過日」という。）から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、同号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有する外国法人である普通法人が国税通則法第一百十七条第二項（納税管理人の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第一百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものと当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前までの期間をいう。）の月数を乗じて計算した金額

二 省略

2 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の翌日の属する事業年度を除く。第一百四十四条の四第二項において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日（第一号において「六月経過日」という。）から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、同号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合は、当該申告書を提出することを要しない。

11 同上

(中間申告)

第一百四十四条の三 恒久的施設を有する外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有する外国法人になつた日の属する事業年度を除く。第一百四十四条の四第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有する外国法人である普通法人が国税通則法第一百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第一百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものと当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 同上

2 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の翌日の属する事業年度を除く。第一百四十四条の四第二項において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合は、当該申告書を提出することを要しない。

は「、第一百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

一 当該事業年度の前事業年度の法人税額（確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第二項第二号に掲げる金額をいう。）で六月経過日の前日までに確定したものと当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間（当該事業年度開始の日から当該前日までの期間をいう。）の月

数を乗じて計算した金額

二 省略

3 第七十一条第二項及び第三項（中間申告）の規定は、第一項の普通法人を合併法人とし、他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	省略	中間期間	六月経過日	第二項第一号の	省略	省略
				）の第百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する		

二 同上

3 第七十一条第二項から第四項まで（中間申告）の規定は、第一項の普通法人を合併法人とし、他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	第七十四条第一項	同上	同上	同上
		第七十四条第一項			
		第七十四条第一項			

4 第七十一条第二項及び第三項の規定は、第二項の普通法人を合併法人とし、恒久的施設を有しない他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第七十一条第二項から第四項までの規定は、第二項の普通法人を合併法人とし、恒久的施設を有しない他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る。

第二項 第二項第一号	省略	第二項 第二項第一号の)の第百四十四条の三第二項第 一項に規定する	省略
六月経過日	六月経過日(第百四十四条の三 第二項に規定する六月経過日を いう。次号において同じ。)	六月経過日(第百四十四条の三 第二項に規定する六月経過日を いう。次号において同じ。)	六月経過日(第百四十四条の三 第二項に規定する六月経過日を いう。次号において同じ。)

5 第七十一条第四項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

6 第一項第一号又は第二項第一号に規定する前事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が第百四十四条の八(確定申告書の提出期限の延長の特例)において準用する第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により四月間延長されている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされるまでの間に第一項第一号又は第二項第一号に規定する法人税額が確定したときは、第一項又は第二項に規定する六月経過日の前日までに当該法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

同上	同上	同上	同上
同上	第七十四条第一項 第二号	同上	同上
同上	第一百四十四条の六第二項第二号 (確定申告)	同上	同上

5 第一項第一号又は第二項第一号に規定する前事業年度の第百四十四条の六第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が第百四十四条の八(確定申告書の提出期限の延長の特例)において準用する第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により四月間延長されている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされるまでの間に確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号に掲げる金額が確定したときは、第一項又は第二項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第一百四十四条の四 恒久的施設を有する外国法人である普通法人（第四条の三）

（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第一百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第一百四十一条の三第一項各号（中間申告）に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第七号に掲げる金額が第一百四十一条の三の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一（八）省略

恒久的施設を有しない外国法人である普通法人（第四条の三）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第一百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第一百四十一条の三第二項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第六項第一号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第二号に掲げる金額が第一百四十一条の三の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一（九）省略

第一項に規定する期間に係る課税標準である第一百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第三号に掲げる法人税の額、同項に規定する期間に係る課税標準である同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額又は第二項に規定する期間に係る課税標準である同条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、次に定める

第一百四十四条の四 恒久的施設を有する外国法人である普通法人（第四条の七）

（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第一百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第一百四十一条の三第一項各号（中間申告）に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第五項第一号又は第二号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第七号に掲げる金額が第一百四十一条の三の規定により計算した同条第一項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一（八）同上

4 3 同上

恒久的施設を有しない外国法人である普通法人（第四条の七）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第一百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、第一百四十一条の三第二項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書若しくは前条の規定により中間申告書を提出することを要しない場合（当該期間において生じた第六項第一号に規定する災害損失金額がある場合を除く。）又は第二号に掲げる金額が第一百四十一条の三の規定により計算した同条第二項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一（九）同上

ところによる。

一 第二条第二十五条号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第四項（第一百四十四条において準用する場合に限る。）及び第六十九条第二十三項（外国税額の控除）（第一百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第二十四項（第一百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「各事業年度の申告書等」とあるのは「各事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書」と、第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）（第一百四十四条の二の二第三項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）（第一百四十四条の二の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」と、第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）（第一百四十四条の二の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

二 第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算の規定により前編第一章第一節第三款（第二十三条の二（外国子会社から受けた配当等の益金不算入）を除く。）、第四款（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）を除く。）及び第七款（課税標準及びその計算）（第五十七条第二項及び第十項（欠損金の繰越し）並びに第五十八条第三項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）を除く。）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と読み替えるものとする。

557 省略

（欠損金の繰戻しによる還付）

第一百四十四条の十三 省略

258 省略

9 第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれか

一 第二条第二十五条号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第四項（第一百四十四条において準用する場合に限る。）及び第六十九条第十五項（外国税額の控除）（第一百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第十六項（第一百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」と、第六十九条の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）（第一百四十四条の二の二第三項（分配時調整外国税相当額の控除）において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。

二 第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算の規定により前編第一章第一節第三款（第二十三条の二（外国子会社から受けた配当等の益金不算入）を除く。）、第四款（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）を除く。）及び第七款（課税標準及びその計算）（第五十七条第二項及び第十項（欠損金の繰越し）並びに第五十八条第三項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）を除く。）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定中「確定した決算」とあるのは「決算」と、「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と読み替えるものとする。

557 同上

（欠損金の繰戻しによる還付）

第一百四十四条の十三 同上

258 同上

9 第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれか

の事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号に規定する欠損金額（第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条第一項（欠損金の繰越し）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において第一項中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「第九項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第一号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

13 10
12 省略 第八十一条第十項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は前項の還付請求書の提出があつた場合について、同条第十一項の規定はこの項において準用する同条第十項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。

第五款 更正の請求の特例

第一百四十五条 外国法人が、確定申告書に記載すべき第百四十四条の第六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十五号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書

の事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号に規定する欠損金額（第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第百四十四条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において第一項中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは「第九項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第一号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

第五款 更正の請求の特例

第一百四十五条 外国法人が、確定申告書に記載すべき第百四十四条の第六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書

には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一・二 省略

第四章 青色申告

第一百四十六条 省略

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百四十五条 （青色申告の承認があつたものと申告の承認があつたものと）	第一百二十九条 （青色申告の承認申請の却下）	第一百二十三条 （青色申告の承認申請）	第一百二十二条 （青色申告の承認の申請）	第一百二十二条 （青色申告の承認の申請）	第一百二十二条 （青色申告の承認の申請）	第一百二十二条 （青色申告の承認の申請）	第一百二十二条 （青色申告の承認の申請）
第七十二条第一項 各号		省略	省略	省略	省略	省略	省略
は第二項各号	第一百四十四条の四第一項各号又 は第二項各号		省略	省略	省略	省略	省略

には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一・二 同上

第四章 青色申告

第一百四十六条 同上

第一百四十五条 （青色申告の承認があつたものとみなす）	同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

		(みなす場合)
第一項第四号 (青色申告の承認の取消し)	省略	省略
		省略

(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第一百四十七条の四 省略

3 2 省略

第一百三十四条第三項（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第一百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）」と、同項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは「第一百四十四条の六第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

		(場合)
		同上
3 2 同上		同上

(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)

第一百四十七条の四 同上

3 2 同上

第一百三十四条第三項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」と、同項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは「第一百四十四条の六第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

4 同上

(内国普通法人等の設立の届出)

第一百四十八条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に定款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 省略

(内国普通法人等の設立の届出)

第一百四十八条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に定款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

2

第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

（外国普通法人となつた旨の届出）

第一百四十九条 省略

2 省略

第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「普通法人が恒久的施設」とあるのは「普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合は、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項及び次項において同じ。）が恒久的施設」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所を含む。）」とする。

（帳簿書類の備付け等）

第一百五十条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているものを除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引（恒久的施設を有する外國法人にあつては、第一百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、

2

第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「普通法人が恒久的施設」とあるのは「普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合は、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項及び次項において同じ。）が恒久的施設」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所を含む。）」とする。

（外国普通法人となつた旨の届出）

第一百四十九条 同上

2 同上

第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「普通法人が恒久的施設」とあるのは「普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合は、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項及び次項において同じ。）が恒久的施設」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所を含む。）」とする。

（帳簿書類の備付け等）

第一百五十条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているもの及び連結法人を除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引（恒久的施設を有する外國法人にあつては、第一百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を財務省令で定める簡易な方法により記

当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 省略

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第一百五十条の三 通算親法人が、他の通算法人の第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）に規定する法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の法人税の申告について第七十五条の四第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

（外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印）

第一百五十二条 外国法人が法人税申告書（第二条第三十号から第三十三号まで（定義）に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合には、国税通則法第二百四条第一項後段（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する事項のほか、第二百四十二条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を当該法人税申告書に記載しなければならない。

2 省略

（連帯納付の責任）

第一百五十二条 通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人と当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）について、連帯納付の責めに任ずる。

前項に規定する法人税を同項の通算法人から徴収する場合における国

録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に關して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 同上

（外国法人の提出する法人税申告書に係る記名押印）

第一百五十二条 外国法人が法人税申告書（第二条第三十号、第三十一号、第三十三号及び第三十四号（定義）に掲げる申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合には、国税通則法第二百二十四条第一項後段（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）に規定する事項のほか、第二百四十二条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名を当該法人税申告書に記載しなければならない。

2 同上

（受託者の連帯納付の責任）

第一百五十二条

税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第百五十二条第一項（連帶納付の責任）に規定する通算法人の同項に規定する連帶納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該通算法人の法人税の納税地」とする。

3 | 第四条の四第二項（受託者が二以上ある法人課税信託）の規定により同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）が納めるものとされる法人税については、当該法人課税信託の主宰受託者以外の受託者は、その法人税について、連帶納付の責めに任ずる。

4 | 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の同法第二十九号の二（定義）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帶受託者」という。）の同条第三項に規定する連帶納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連帶受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該法人税の納税地」とする。

第五編 責則

第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれららの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金に係る確定申告）（第一百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第一百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第一百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされる

第四条の人第二項（受託者が二以上ある法人課税信託に係る納税義務）の規定により同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）が納めるものとされる法人税については、当該法人課税信託の主宰受託者以外の受託者は、その法人税について、連帶納付の責めに任ずる。

2 | 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の同法第二十九号の二（定義）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帶受託者」という。）の同条第一項に規定する連帶納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連帶受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該法人税の納税地」とする。

第五編 責則

第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれららの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金に係る確定申告）（第一百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第一百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第一百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第一百四十四条の二（退職年金等積立金に係る確定申告）（第一百四十五条の五（申告及

べき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこ
れらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六
第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第
六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規
定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人
税を免れ、又は第八十条第十項（欠損金の繰戻しによる還付）（第百四
十四条の十三第十三項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する
場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代
表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人
を含む。以下第百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等
の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法
人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人
その他の従業者を含む。第百六十三条第一項（両罰規定）において同じ
。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

3 2 省略

第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項、第八十九条（第百
四十五条の五において準用する場合を含む。）又は第百四十四条の六第
一項若しくは第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しな
いことにより、第七十四条第一項第二号に規定する法人税の額（第六十
八条又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には
、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額
）、第八十九条第二号（第百四十五条の五において準用する場合を含む
。）に規定する法人税の額又は第百四十四条の六第一項第三号若しくは
第四号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八
条の規定又は第百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額があ
る場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を
適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号

3 2 同上

第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項、第八十一条の二十
二第一項、第八十九条（第百四十五条の五において準用する場合を含む
。）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書を
その提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号に
規定する法人税の額（第六十八条又は第六十九条の規定により控除をさ
れるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を
適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号に規
定する法人税の額（第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定によ
り控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれ
らの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（第百四
十五条の五において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額又は
第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（

び納付）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しく
は第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定す
る法人税の額（第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）におい
て準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二（外国法人に係る外
国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同
項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでし
た法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人
税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除を
されるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を
適用しないでした法人税の額）につき法人税（第百四十四条において準用
する第六十八条の規定又は第百四十四条の二（外国法人に係る外
国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同
項第三号又は第四号の規定による計算をこれら（連続欠損金の繰戻しによ
る還付）又は第百四十四条の十三第十三項（欠損金の繰戻しによる還付）
において準用する場合を含む。）の規定による法人税（第百四十四条において
準用しないでした法人税の額）につき法人税を免れ、又は第八十条第七
項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十一条の三十一第六項（連結欠
損金の繰戻しによる還付）又は第百四十四条の十三第十三項（欠損金の
繰戻しによる還付）において準用する場合を含む。）の規定による法人
税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人
及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第百六十二条（偽り
の記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代
理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、
連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第百六十
三条第一項（両罰規定）において同じ。）でその違反行為をした者は、
十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

に規定する法人税の額（第一百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第一百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者での違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 省略

第一百六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項（確定申告）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（第一百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項（確定申告）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百六十二条 第七十二条第一項（中間申告）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書又は第一百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第八十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第一百四十四条の三第二項の規定による申告書で第一百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十二条 第七十二条第一項（中間申告）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十九条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第八十二条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書又は第一百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第八十二条の二十第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第一百四十四条の三第二項の規定による申告書で第一百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 同上

行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。